

福岡県公報

平成二十三年十月七日
第三千三百十三号
増刊 ①

目次

再掲

再掲

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) …………… 一

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年九月二十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十二号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三号中「租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされる支出金」を「租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第三十三条の二第二項第一号中「(租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」を「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改め、同条第四項中「第一項の申請」の下に「又は法第三十七条の二第三項の申出」を加え、同条第五項とし、同条第三項中「第一項の申請」の下に「又は法第三十七条の二第三項の申出」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第三十七条の二第三項の申出を行う場合は、次に掲げる書類を添付して、第六十三号様式による控除対象寄附金指定申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 法人の登記事項証明書の写し
- 二 その他知事が必要と認める書類

第三十三条の三第一項第一号中「第三十三条各号に掲げる」を「控除対象寄附金の指定の」に改める。

第六十三号様式及び第六十三号の二様式を次のように改める。

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)

第63号様式(第33条の2関係)

控除対象寄附金指定申請書

福岡県知事 殿 個人県民税の寄附金控除の対象となる寄附金の指定を受けたいので、申請します。	年 月 日	(ふりがな)	
		寄附金を受領する者の名称	
		主たる事務所の所在地	電話() -
		(ふりがな)	
		代表者氏名	印
設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日 から 月 日
寄附金控除の適用該当根拠条文 (いずれかの番号を○で囲んでください。)	1 所得税法第78条第2項第2号(指定寄附金) 2 所得税法施行令第217条第1号(独立行政法人) 3 所得税法施行令第217条第1号の2(地方独立行政法人) 4 所得税法施行令第217条第2号(自動車安全運転センター等) 5 所得税法施行令第217条第3号(公益社団法人及び公益財団法人) (旧所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号該当(特例民法法人)含む) 6 所得税法施行令第217条第4号(学校法人等) 7 所得税法施行令第217条第5号(社会福祉法人) 8 所得税法施行令第217条第6号(更正保護法人) 9 租税特別措置法第41条の18の2第2項(認定特定非営利活動法人) 10 地方税法第37条の2第1項第4号(特定非営利活動法人)		
福岡県内で現に行っている事業の概要			
寄附金の目的及び使途			
福岡県内の事務所の所在地	名称		
	所在地		
	担当者		
	電話番号		
	名称		
	所在地		
	担当者		
	電話番号		
	名称		
	所在地		
	担当者		
	電話番号		

注 添付書類については、裏面をご覧ください。

担当者氏名

電話番号

第63号の2様式(第33条の2関係)

控除対象寄附金（指定・不指定）通知書

第 号
年 月 日

申請者

所在地

名称及び

様

代表者の氏名

福岡県知事 印

年 月 日付で申請のあった寄附金については、福岡県税条例第 条 の規定による寄附金として下記のとおり指定したので、福岡県税条例施行規則第33条の2の規定により通知します。

記

1 指定の可否

(指定 ・ 不指定) 指定番号 _____

2 控除対象寄附金の適用

年 月 日以降に支出する寄附金から適用

3 指定しない理由

※ 指定を受けた者の名称、所在地等に変更があった場合は、福岡県税条例施行規則に定める様式により、速やかに届出を行ってください。

また、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金に該当しなくなった場合も、福岡県税条例施行規則に定める様式により、速やかに届出を行ってください。

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告（訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知事となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第六十三号の四様式を次のように改める。

第63号の4様式(第33条の3関係)

控除対象寄附金指定取消通知書

第 号
年 月 日

所在地

名称及び
代表者の氏名 様

福岡県知事 印

年 月 日付け 第 号で福岡県税条例第 条 の規定による寄附金として指定した寄附金については、下記のとおりその指定を取り消したので、福岡県税条例施行規則第33条の3の規定により通知します。

記

- 1 指定番号 _____
- 2 指定を取り消した理由

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告（訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知事となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。